

役員報酬及び費用に関する規程

平成 23 年 6 月 5 日制定
平成 25 年 4 月 1 日施行
平成 25 年 5 月 26 日改正
平成 28 年 5 月 11 日改正
令和 元年 5 月 26 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東京都鍼灸師会（以下「本会」という。）の定款第 3 2 条の規定にもとづき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員は、非常勤とする。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 1 3 号で定める職務遂行の対価として受ける報酬等をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員のうち会長、副会長及び監事に対する職務の対価として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 8 9 条及び第 1 0 5 条の規定に基づき、別表 1 に定める額の範囲内で報酬を支給する。

2 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

(日当の額)

第 4 条 役員のうち会長、副会長及び監事を除く理事の日当は、別表 2 に定めるところによる。

(費用)

第 5 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、認定法第 2 0 条第 1 項に定める報酬の支給の基準とし、同条第 2 項の規定により公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成25年5月26日)

(施行期日)

1 改正後の規定は、平成25年6月1日より施行する。

附 則 (平成28年5月11日改正)

1 改定後の規定は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (令和元年5月26日改正)

1 改定後の規定は、令和元年5月26日より施行する。

[別表1]

第3条関係 会長及び副会長等の報酬

区 分	報 酬 の 額
会 長	月 50,000円
副 会 長	月 25,000円
監 事	一回 5,000円
外部監事	一回 15,000円

[別表2]

第4条関係 理事の日当

区 分	日 当 の 額 (5時間未満)	日 当 の 額 (5時間以上)
理 事	3,000円	5,000円